

令和 7 年 5 月
第 5 回（定例）

香芝市教育委員会会議 議案

目 次

議第 1 6 号	香芝市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について	1
承第 8 号	香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	2
承第 9 号	香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について	5
承第 1 0 号	香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について	8
承第 1 1 号	教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について	1 0
承第 1 2 号	教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について	1 2

議第16号

香芝市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について

香芝市史編さん委員会条例（令和4年条例第26号）第4条第1項の規定により、別紙の者を香芝市史編さん委員会委員に委嘱及び任命したいので、委員会の議決を求める。

令和7年5月27日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

承第 8 号

香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について

香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について、次のとおり臨時に代理したので香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項により、別紙のとおり臨時に代理する。

令和7年4月14日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項により、別紙のとおり臨時に代理する。

令和7年4月18日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

承第 9 号

香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について

香芝市社会教育委員の委嘱について、次のとおり臨時に代理したので香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市社会教育委員の委嘱について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成３年教育委員会規則第６号）第４条第２項により、別紙のとおり臨時に代理する。

令和７年４月１４日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市社会教育委員の委嘱について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成３年教育委員会規則第６号）第４条第２項により、別紙のとおり臨時に代理する。

令和７年５月１０日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

承第 10 号

香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命に関する
報告並びに承認について

香芝市就学指導委員会委員の委嘱について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 27 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により臨時に代理する。

令和7年5月1日
香芝市教育委員会
教育長 小西友吉

承第 1 1 号

教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について

教育財産の取得に係る申出に関して、次のとおり臨時に代理したので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

教育財産の取得に係る申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定の規定により、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年 5月13日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

取得する教育財産の概要

名 称	市立小中学校校務用情報端末等及び校内ネットワークシステム用機器
数 量	情報端末等 484台 校内ネットワークシステム用機器 一式
取 得 目 的	情報端末等を市立の小学校及び中学校の教職員に貸与し、校内ネットワークシステム用機器を更新するため
金 額	金213,906,000円

承第 1 2 号

教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について

教育財産の取得に係る申出に関して、次のとおり臨時に代理したので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

教育財産の取得に係る申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定の規定により、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年 5月15日

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

取得する教育財産の概要

名 称	教育用情報端末等
数 量	7,002台
取 得 目 的	教育用情報端末を市立小学校及び中学校の児童生徒に貸与するため
金 額	金547,626,420円